

日本スポーツ仲裁機構の活動



道垣 内正人
第一東京弁護士会会員
Dosogumihi Naijinsen

- 一 はじめに
- 二 設立の経緯と組織の概要
- 三 活動状況
- 四 確立しつつあるスポーツ法：競技団体の裁量権との関係
- 五 おわりに：今後の方針

スポーツに関する競技団体による競技大会への代表選手派遣決定や出場停止等の懲戒処分などについては、これを不服とする選手が裁判所にその取消を求めて提訴しても、裁判所法三条の「法

律上の争訟」に該当しないとされ、訴え却下となる可能性が高い。⁽¹⁾ 仮に提訴が認められるとしても、裁判には相当の費用がかかり、また、時間の点で実効的な解決は期待できないであろう。競技団体によつては、その内部に選手からの不服申立てを受けて審査を行う機関を設けている例もあるが、それが競技団体の内部機関である以上、選手の眼から見て中立・公正な判断を受けることができるとの評価を受けることは困難であろう。そこで、そのような内部審査機関があればその判断に対する上訴審として、そのような内部審査機関がない場合には、直接の申立て機関として、外部者による判断の仕組みが求められることになる。

その種の紛争の中には、選手側に事実関係の誤認等による思い

違があることが原因となつてゐるケースも少なくなく、そういう紛争については、中立的な第三者が手続を尽くして事案を解明すれば、それだけですつきりすることもあるであろう。他方、競技団体が実際に不公正な決定をしている場合には、その決定が取り消される筋道が選手に保障され、実際には正が図られるという仕組みの存在は、スポーツ界のインフラストラクチャーとして重要である。そういう環境のもとでこそ、選手は他のことを忘れて全力を尽くしてスポーツに打ち込むことができると考えられるからである。

日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency) (以下、「J S A A」という。) は、紛争解決制度を提供するという方法でスポーツ界を明るくするために、一〇〇三年四月七日に設立された団体である。財団法人日本オリンピック委員会 (「J O C」)、財団法人日本体育協会 (「体協」) 及び財団法人日本障害者スポーツ協会 (「障害者スポーツ協会」) の三団体を設立母体としている。同年六月一日から仲裁の受付業務を開始し、設立から約二年半の間に、仲裁パネルにより七件の仲裁判断が示されている。

以下では、この機構の設立の経緯と組織⁽¹⁾ (一) と全般的な活動状況 (二) を概観した上で、これまでの事案から抽出されるスポーツ法のひとつについて検討し (四)、最後に、今後の活動の方向を考えることとする (五)。

(1)

東京地判平成六年八月二十五日（判時一五三三号八四頁）は、自動車競技において競技会審判委員会から一周減算のペナルティーを受けた選手が、それに対するアピールを却下した自動車競技の統括団体に対して、その決定を取り消すことを求める訴えを提起した事件において、その訴えを却下したものである。その理由として、東京地裁は「国家制度としての民事訴訟制度は、國家権力に基づき私人間の生活関係上の紛争又は利害の衝突の解決調整を図ることによって、これに基づく私人の生活上の障害や危険を除去すると共に、社会の秩序を保持することを目的とするものであり、その意味では、裁判所は、私人間の紛争のすべてにわたって審査機能を有するのではなく、特に、その紛争が法律上の争訟といい得るものに限って司法審査を加えるのである（裁判所法二条参照）。」と判示している。

(2)

J S A A 発足時のものとして、道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構が活動開始」OLYMPIAN 一〇〇三年七月号八一九頁、同「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計」・日本スポーツ仲裁機構 (J S A A) 発足にあたって」ジョリスト一二四九号「一五頁 [一〇〇三]」、同「日本スポーツ仲裁機構 (J S A A)」法学教室二七六号「一三頁 [一〇〇二] 参照。発足後一年弱の段階のものとして、菅原哲朗「動き出したスポーツ仲裁制度」自由と正義二〇〇四年一月号五〇頁がある。また、発足後一年弱段階のものとして、英文のものであるが、Doguchi, "The Activities of the Japan Sports Arbitration Agency", in IAN BLACKSHAW/ROBERT SIEKMANN/JANWILLEM SOEK, THE COURT OF ARBITRATION FOR SPORT 1984-2004 (T.M.C.Asser Press, 2006) がある。

II 設立の経緯と組織の概要

1 設立の経緯

日本において、スポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが初めて公式に提言されたのは、一九八八年一

月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する報告書においてであった。⁽³⁾これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを解決する仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、一九九九年一二月から、JOCに設置された「スポーツ仲裁研究会」による具体的な検討が開始され、一九八四年に国際オリンピック委員会（IOC）が設置した「スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport）（CAS）等の例を研究し、日本にふさわしいと考えられるスポーツ仲裁規則案が起草された。その過程において、二〇〇〇年一月には四八のスポーツ団体に対してスポーツ仲裁に関するアンケートが実施され、七九%から仲裁機関が必要であるとの回答があつた。そして、二〇〇二年八月からは、上記研究会の報告書を基礎として、JOC・体協・障害者スポーツ協会の三団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討の結果、JSAAが設立され、スポーツ仲裁規則が採択された。

2 組織の概要

日本スポーツ仲裁機構規程は、JSAAの目的として、「この

機構は、競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資することを目的とする。」（二条）と規定している。つまり、JSAAは、直接に仲裁判断をするわけではなく、仲裁判断を行なうのは後述の仲裁パネルであって、JSAAの仲裁に関する業務は、仲裁規則を用意し、仲裁申立てを受け付け、連絡等を行うといった事務が中心である。もっとも、当事者が仲裁人の選定をしない場合にはJSAAが仲裁人を選定する。

JSAAは法人格なき社団であり、運営資金はJOC等の上記三団体からの拠出金（年に各三〇〇万円、計九〇〇万円）と寄付金に頼っている。運営の中立性を確保するため、理事九名のうち、六名は上記三団体が各二名を任命するものの、うち少なくとも一名は競技者又は元競技者でなければならぬこととし、さらに、その六名が三名の中立理事を選任することとするという仕組みを採用している。こうすることによって、競技団体側も選手側も単独では多数意見を形成することができないことになる。なお、二〇〇六年六月には、「日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのものとのスポーツ仲裁手続に関する法律家の中立性の確保についての指針」を作成公表し、関係者が中立性について外部から疑念を懐かれることがないようとしている。

JSAAの日常業務は、機構長と二名の専務理事のもと、事務

おり、国立代々木競技場内にオフィスを賃借している（業務時間は一四時から一七時）。その他、J S A A の定款、役員名簿、理事会議事録、財務関係書類、仲裁規則、調停規則、仲裁判断、仲裁人候補者リストなどのすべての情報は、そのホームページ（<http://www.jsaa.jp/>）において公開している。

1 仲裁業務

(一) スポーツ仲裁規則の種類

(3) 日本オリンピック委員会と日本体育協会が中心となって一九九六年に設立された「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」の報告書である。もつとも、そこではC A S のアジア支部を日本に設置することが念頭に置かれていた。

(4) 二〇〇一年九月に「（財）日本アンチ・ドーピング機構（J A D A ）」が設立されている。

(5) この背景には、シドニー・オリンピックへの水泳選手選考からもれた千葉すず氏が二〇〇〇年五月に日本水泳連盟を相手取ってC A S に申し立てた仲裁事件が大きく報道され、スポーツ仲裁についての認識がスポーツ界に広まつたことがあるよう思われる。この仲裁手続は、スイスの単独仲裁人により日本において英語でスイス仲裁法に従って行われた。仲裁判断では、選手選考自体には問題ないとされたが、選考基準を事前に公表していないなかった点には落ち度があるとされ、水連は一万スイス・フラン（約六二万円）の支払を命じられた（C A S 2000/A/278）。いずれにしても、この仲裁判断により紛争に決着がついた点がスポーツ界には評価されたものと思われる。

(6) 新しい公益法人制度のもとでの法人格の取得を目指している。

三 活動状況

蒙活動を行ってきた。それに加え、本年度から③調停業務を開始し、三つの柱となっている。

J S A A は、二〇〇三年六月一日に「スポーツ仲裁規則」を施行し、二〇〇四年九月一日に「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を施行している。

前者の「スポーツ仲裁規則」は、「スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定（競技中になされる審判の判定は除く）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立て」を対象とするものである。ここにいう「競技団体」は、J O C 、体協、障害者スポーツ協会、日本アンチ・ドーピング機構、各都道府県体協及びこれらの加盟・準加盟団体だけに限定されている。このように限定しているのは、J S A A がこれらの競技団体の紛争処理機能のアウトソーシングとして設立されたという経緯とともに、まずは、これらのトップ・アスリートの属する競技団体について「法の支配」の確立を目指し、それがいすればスポーツ界全体に間接的に波及することを期待してのことである。そして、そのような特別の目的を有するものであることから、この規則に基づく仲裁において競技者が負担するのは、申立料金の五万円だけである（ただし、弁護士に依頼する

る場合の費用は自己負担⁽⁷⁾。

仲裁は、原則として、三名の仲裁人により構成される仲裁パネルが合議により判断を行う。仲裁人は仲裁人候補者リストから選任されるのが原則であるが、J S A Aが特に合理性があると認められる場合には、リスト外からも選任することができる。⁽⁸⁾仲裁手続では、当事者間の書面のやりとりの後、仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けることになっている。仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結した日から、原則として、三週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない。仲裁人報償金は原則として一人五万円の定額であり、公益活動としてご協力をいただいている。とはいっても、申立料金五万円だけがJ S A Aの収入であるので、当然に赤字となる仕組みである。

他方、後者の「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は前者の対象となる紛争を除くスポーツ紛争一般を対象とするものであるが、主として想定している対象はスポーツ・ビジネス紛争であり、その費用は一般的の商事仲裁と同程度を要する。⁽¹⁰⁾今のところこの規則による仲裁案件はない。

(二) 競技団体等によるスポーツ仲裁の自動受諾の状況

競技団体の決定を争う選手とその競技団体とが、そのような争いが生じた後に、「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁を行う旨の合意をすることは可能であり、そういう例もあることは事実である⁽¹¹⁾。しかし、そのような合意は必ずしも容易ではなく、選手の立

場に立てば、選手がJ S A Aに仲裁申立てをすれば、必ず競技団体がそれに応じて仲裁が開始されるようにしておくことが望ましい。競技団体のもとで競技活動をしている選手にとって、競技団体の決定に不服を申し立てるのはまだまだ勇気が必要なことである。仲裁申立てに対して競技団体が仲裁に応じることを拒否し、振り上げたこぶしの持つて行き場がなくなる危険があるようでは、仲裁申立て自体をためらうことになりかねないからである。

いつでも「強い味方」がいてくれるという安心が重要である。

そこで、J S A Aは、「スポーツ仲裁規則」の対象団体に對して、傘下の選手からJ S A Aに対してその団体を相手方とする仲裁申立てがあつた場合には、常に仲裁に応じる旨の規則（「自動的仲裁付

表1 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況

	採択済	検討中	未採択	不明	合計
統括団体（J O C・体協・障害者スポーツ協会）その他*	3		1		4
J O C加盟・準加盟団体	26	11	10	7	54**
体協加盟・準加盟団体	2	3	5	1	11***
都道府県体協加盟・準加盟団体	4	21	19	3	47
障害者スポーツ協会加盟・準加盟団体	10	10	7	18	45
合 計	45	45	42	29	161

* 統括団体のうち、障害者スポーツ協会は未採択。「その他」の日本アンチ・ドーピング機構は採択済。

** 日本スポーツ芸術協会を除く。

*** 重複を避けるため、J O C加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

託条項」を制定し、これを選手に公表することをお願いする活動をしている。趣旨説明とお願いの文書の送付、説明会の開催、競技団体の会合に参加させていただいての説明等の方法により、競技団体のご理解を求める活動である。これまでの三年半の活動の成果は表1のとおりである。このように、単純計算をすると、採択可能な団体一六一のうち、四五団体、すなわち約二八%の採択率にとどまる。まだまだ道遠しだある。

(三) 仲裁事件の概要

「スポーツ仲裁規則」のもとで、これまで七件の仲裁判断があり、その概要是表2のとおりである。^⑫ 最初の一件以外はすべて競技団体側が勝っている。しかし、J S A Aに案件が持ち込まれたもののうち、仲裁判断にまで至るものは一部であり、競技団体に明らかな非があるときには、仲裁手続をするまでもなく、競技団体が決定を改めるという事例が実際に数件ある。そうすると、そもそも仲裁手続が実際に行われるのは競技団体側が非はないと判断して仲裁に応じている案件であり、表2だけを見て云々することは適当ではないであろう。

なお、既述のように「スポーツ仲裁規則」が対象となる紛争をトップ・アスリートから競技団体への申立てに限定しているため、J S A Aに持ち込まれた案件の中にはその対象外となってしまったものが少くない。^⑬ 今後は、少しでも多くのアスリートが抱える紛争に解決を与えることができる仕組み作りを目指していきたい。

表2 これまでの仲裁判断

事件番号 JSAA-AP-	事件名*	申立ての概要	結論	仲裁判断 言渡しの日	仲裁人の数	申立てから言渡しまでの期間	審理終結 から言渡しまでの期間
2003-001	ウェイトリフティング事件	除籍処分の取消	処分取消。申立料金の相手方負担	2003年8月4日	3名	1カ月と20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバーシアード大会派遣選手等選考決定の取消等	請求棄却（一部は却下）	2003年8月18日	1名 (緊急仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水泳事件	強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3名	5カ月と27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決定の取消等	請求棄却。しかし、申立料金及び申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担	2004年7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸上競技事件	パラリンピック大会派遣選手決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2004年8月26日	3名	1カ月	0日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消	申立て却下	2005年5月6日	1名 (緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事件	訴外オブティミスト・ディンギー協会のナル・チームへの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等	請求棄却（被申立人の決定の内容確認請求については認容）	2006年11月7日	3名	1カ月と25日	16日

* 本稿における仲裁判断の略称はこの欄の事件名による。

2 スポーツ仲裁及びスポーツ法の研究・啓蒙活動

J S A A は、実際の紛争を解決するスポーツ仲裁に関する事業のほか、スポーツ法及びスポーツ仲裁に関する研究・啓発等も事業目的としている。そこで、スポーツ仲裁人候補者リストの掲載者を主たるメンバーとして「スポーツ仲裁法研究会」を組織し、年三回のペースで研究会を開催している。これまでのテーマは、スポーツ仲裁規則やその改正、仲裁人の倫理、ドーピング問題、障害者スポーツ問題、仲裁判断から抽出された法的論点などである。

他方、啓蒙的な活動として、スポーツ仲裁シンポジウムを企画・開催している。その第一回は二〇〇四年一二月に「アスリートの権利擁護のために」（日経ホール¹⁴）、第二回は二〇〇五年一月に「アンチ・ドーピングの現在」と「スポーツ団体のガバナンス」（上智大学¹⁵）、さらに、第三回は二〇〇六年一月に「日本のスポーツ界に今何が求められているか」（大阪市中央体育館¹⁶）、以上それぞれのテーマで開催された。個々のアスリートへの情報提供手段は限られており、これらの活動やマスコミ等を通じた情報発信は貴重な機会となっている。

3 調停業務

既述のように、J S A A に持ち込まれる案件のうち毎年数件（二〇〇五年度は九件中四件）は当事者間の話し合いで解決してい

るのが実情である。このことを踏まえ、「スポーツ仲裁規則」の対象案件よりも対象を広げた上で、当事者双方からの要請に基づき、調停人が双方の主張を聴き、公平な助言等を適宜行うことにより、当事者自身が円満な解決に至るよう努めるというサービスの需要があると考え、二〇〇六年一〇月三〇日に「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」を施行し、受付を開始した。もとともに、競技中の審判の判定を対象から除外するとともに（これは「スポーツ仲裁規則」でも対象外）、競技団体による懲戒処分についても、当事者間での話し合いによる解決にははじまないので、除外している。それ以外のスポーツ紛争であれば、当事者双方がそれぞれ二万五〇〇〇円を支払うことにより調停人による調停を受けることができるという仕組みである（一名の調停人を原則としつつ、双方の意向に合致した者を調停人とするため、その選定手続はやや複雑になっている）。

(7) テコンドー事件を除き、すべて代理人として弁護士が付いている。
 (8) 事実、セーリング事件の仲裁人のうちの一名はその例である。
 (9) これまでの七件すべてにおいて、関係者の都合等から休日に一日かけて審問を開催している。また、身体障害者スポーツに関する案件では対応可能な施設で審問を行っている。
 (10) 請求額に応じて仲裁管理料金が増加し（五〇〇万円以下で二二万円）、処分取消請求などのような経済的価値が算定できないときには一〇五万円となる。これ以外に、商事仲裁と同様に時間単価で計算される仲裁人報償金も当事者の負担となる。
 (11) 七件のうち一件は、選手からの仲裁申立てに競技団体が応じるという形

で仲裁合意がなされた。

(12) ここでは、その詳細に触ることはできない。このうち、ウェイトリフティング事件については、川井圭司「スポーツ仲裁判断一号事件について」自由と正義二〇〇四年一月号五四頁及び萩原金美「スポーツ仲裁に関する経験的難感——日本スポーツ仲裁機構の第一号事件の仲裁人として——」日本スポーツ法学会年報一一号一一八頁(二〇〇四)、テコンドー事件については、大川宏「スポーツ仲裁判断二号事件について」同五七頁、身体障害者水泳事件については笠井修「日本スポーツ仲裁機構二〇〇三年三号判断について」日本スポーツ法学会年報一二号一五一頁(二〇〇五)参照。

(13) もちろん、当事者が「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」によることを合意すれば仲裁は可能であるが、これは多額の費用を要するため(注)(10) 参照)、現実的ではない。

(14) 日本経済新聞社とJSAの共催。その概要是同年二月二〇日付けの日経新聞夕刊参照。

(15) 上智大学法科大学院の主催。
大阪市とJSAの共催。

四 確立しつつあるスポーツ法：競技団体の裁量権との関係

既述のとおり、「スポーツ仲裁規則」による仲裁は、競技団体の決定を選手が争うという形の紛争だけであり、行政機関がした処分を争う行政訴訟のようなタイプの仲裁である。そのことから、仲裁判断の基準も行政訴訟におけるそれに類似してくることになる。

競技団体の任務は、傘下の選手を育成し、裾野を広げるととも

に頂点を高くし、その競技における個々の選手のパフォーマンスを最大化することにある。このような目的達成のために、競技団体は刻々と変化する状況に対応して方針を決定し、また、日常的に個別の判断・決定をしていく必要があり、そこには一定範囲の裁量権が認められるべきことは当然の要請である。

もつとも、だからといって、競技団体がする決定に何らの制約条件もなく、すべてその裁量に委ねられてしまってよいわけではない。一定の合理性のある基準を定めて公表し、それを適切に運用・適用し、また、特に特定の者に不利益な処分を課す場合には、手続的な保障を十分に与えた上で決定をする必要がある。そうでなければ、選手の側から見れば、不明朗な「ボス支配」と映り、まじめに努力してもよい成績を上げても評価されないとすれば、個々の選手のパフォーマンスの最大化という競技団体が本来目的とするべき目標が達成されないからである。

そのような観点から、これまでのスポーツ仲裁において仲裁パネルにより示された判断基準は次のとおりである。

「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟（被申立人もその一つである）については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、

②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである⁽¹⁷⁾。

この基準のうち、④を除く部分は、ウエイトリフティング事件において示され、身体障害者水泳事件において④が追加され、馬術事件でもそれが踏襲された。このことから、この基準はスポーツ仲裁判断の判断基準として確立したということができよう⁽¹⁸⁾。

この基準は、要するに、競技団体には当該競技を統括・運営していく上ででの裁量権が認められ、これを最大限尊重すべきであるが、他方、法的な観点から、最低限度、次の点において問題があれば、その決定は取り消されるべきであるとするものである。その最低限の法的なチェック・ポイントを再構成すると、次のとおりである。

(a) 規則の内容・適用に係る実体的な問題

- (1) 対象となる決定が準拠している規則が法秩序に反するか著しく合理性を欠き無効であるか否か。
- (2) その決定が自ら制定した規則に違反しているか。
- (3) その決定が規則違反とまではいえなくとも著しく合理性を欠いているか。

(b) 決定に至る手続に係る手続的な問題

- (4) 決定に至る手続に瑕疵があるか。

このような判断基準であれば、問題となっている競技について素人である仲裁人であっても、法律的な素養を背景に、的確な判断をすることが可能であり、他方、このように限定された観点からの事後的なチェックであれば、競技団体がその目的を達成するために専門家としての裁量権を行使してする決定を阻害することはないと考えられる。法律の専門家と競技の専門家がそれぞれの領分を守りつつ、他方の領分については相互に判断を尊重する妥当なバランスであると評価することができよう。

(17) 馬術事件の仲裁判断からの引用。
(18) ローラースケート事件でも、傍論部分において踏襲されている。

五 おわりに…今後の方向

1 CASとの比較

以上のとおり、JSAは発足以来三年半で七つの仲裁判断とスポーツ仲裁シンポジウムの開催等の活動を行ってきた。七件という数字をどう考えるかであるが、この数字が日本のスポーツ界のガバナンスの健全さを示していると判断することはできそうにない（最近の日本スケート連盟の不祥事を見れば明らかである）。

しかし他方、この数字からJ S A Aの存在意義を疑うのも早計であろう。J S A Aという組織の存在が競技団体の行動を間接的にコントロールしているという面もあり得るからである。すなわち、自動的仲裁付託条項を採用している競技団体はもちろん、そうでない競技団体であっても、透明性を高くし、公正・公平なルールに基づき、適正な手続に従つた選手選考や懲戒処分の決定を行うという意識が、徐々にではあるが浸透しつつあるように思われる。そのようにしなければ、選手側からクレームが出され、前者の団体では当然に仲裁に移行し、後者の団体にとっても、マスコミ等の監視がある以上、正当な理由なく仲裁に応じないことが困難となることが考えられるからである。⁽¹⁹⁾

ローザンヌに本部を置くC A S（スポーツ仲裁裁判所）は、二〇〇〇五年には一九四件の仲裁申立てがあり、仲裁判断は四七件言い渡されているが、一九八六年の発足からしばらくの間は、表3のとおり、あまり多くの仲裁申立てはなされていなかった。J S A Aとしても、明るいスポーツ界の維持・発展のため、今後とも、スポーツ界への法的環境の整備を働きかける努力が必要であろう。

2 法的整備の要否

アメリカでは、一九七八年に Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act⁽²⁰⁾が制定されていぬ。この法律により、スポーツの各分野についてオリンピック代表選考等について権限を有す

る特定の機関が一定の要件に基づいて指定され、その機関を監督するとともに、その機関の決定に対して選手が外部の機関（アメリカ仲裁協会（A A A）とされている）に仲裁を申し立てることを保障する仕組みが確立している。この法律の最大の目的はスポーツ振興であるが、それと同時に、選手選考等をめぐって多くの紛争が生じた経験から、法律上、選手選考資格を有するN G B

表3 CASへの仲裁申立て件数と仲裁判断数の推移

年	仲裁申立て件数	仲裁判断数
1986	1	1
1987	5	2
1988	3	0
1989	5	1
1990	7	1
1991	13	4
1992	19	12
1993	13	6
1994	10	5
1995	10	6
1996	20	16
1997	18	10
1998	42	33
1999	32	21
2000	75	60
2001	42	28
2002	83	70
2003	107	38
2004	271	77
2005	194	47
Total	970	438

* CASのホームページの資料による (<http://www.tas-cas.org/en/stat/frmstat.htm>)。

(National Governing Body) はその定款に紛争を AAA の仲裁で解決する旨定めておく義務があるという形で、スポーツ紛争に法的救済メカニズムを導入したのである。⁽²¹⁾

では、日本でもこの種の法律の整備が必要であろうか。

馬術事件において仲裁パネルは、付言として、次のように判示している。

「オリンピック大会への出場は多くのスポーツ選手にとって大きな夢であり、またそのために一流スポーツ選手は練習に明け暮れる毎日を送っている。日本政府はこのようなオリンピック大会の意義を認識して、日本オリンピック委員会に対して、選手・役員の渡航費ならびに滞在費の三分の一を国庫から補助し、また例年の選手強化費用の三分の一を負担している。このようないオリンピック大会の公的意義を踏まえれば、各競技団体が行っている代表選手選考は公平で透明性の高い方法で実施されなければならず、またスポーツ選手は、国民の一人として、合理的な基準を満たせばオリンピック大会に参加する権利をもつと考えなければならない。選手選考を委ねられた各国内スポーツ連盟はオリンピック大会の公的性格を踏まえて、『国の代行機関』として代表選手選考に当たっていることを深く自覚する必要がある。」

このような競技団体の公的任務に鑑みると、少なくともトップ・アスリートを統括する競技団体には、グッド・ガバナンスを確立させるために、法律によって自動的仲裁付託条項の採用を義務化することも考えられないわけではないであろう。

ただ、法律による義務化は最後の方策として考えるべきであり、本来的には、スポーツ界の自発的な動きによって達成することが望ましいことはいうまでもない。この点は、広くスポーツ界の意見と外部の意見を聞きながら考えていくべきであろう。

(19) 事実、アテネ・オリンピックの女子マラソン競技への代表選手選考に当たっては、JSA の存在が意識されていたとの報道がなされた（産経新聞二〇〇三年一二月八日朝刊一頁）。

(20) 36 U.S.C. §§ 2205(2)-29

(21) スポーツ仲裁制度を前提として、U.S.O.C.（合衆国オリンピック委員会）は選手の権利行使の経済的支援策として、基金を設けて、選手側が勝った場合はもちろん、負けた場合であっても申立てに相当の理由があれば、仲裁に要した費用を供与している。アメリカのような法律はなくても、日本でもこのような基金を作ることは意味があると考えられる。特に、競技団体の中には財政的な基盤が脆弱なところもあり、そういう団体であっても自動的仲裁付託条項を入れができるように、競技団体相互で、あるいは、外部からの資金導入により、いわば責任保険のような仕組みを構築することは、スポーツ界全体のグッド・ガバナンスへの方策のひとつであると思われる。

(22) 中間的な形のひとつとして、補助金の使用に関する適正さの確保という観点からの外部チェックにおけるチェック・ポイントとして、自動的仲裁付託条項を採用していることを重視するという方策も考えられる。